

(参考例)

〇〇家における家族経営協定書

(目的)

第1条

夢を持ち、やりがいのある農業を実現させるため、家族各自の能力を発揮し、円滑な家族関係のもと、我が家の農業と家庭生活の健全化を図ることを目的とし、本協定書を結ぶ。

(経営方針)

第2条

我が家の農業における経営方針は次のとおりとする。

- 1 現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大。
- 2 常にプロ意識を持って農業生産にかかわる。
- 3 経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場をもつ。

(経営の役割分担)

第3条

役割分担は次のとおりとする。

- 1 生産活動の運営に関すること
 - ・米、野菜 主担当〇〇、副担当■ ■
 - ・ぶどう 主担当● ●、副担当〇〇
- 2 農業簿記及び青色申告に関すること
主担当□□、副担当〇〇
- 3 作業日誌の記帳
主担当〇〇、副担当● ●

(労働報酬)

第4条

報酬については、家族の話し合いにより次のとおりと定める。

- 1 労働報酬の種類：月給制
- 2 支払期日：毎月末
- 3 支払方法：口座振込
- 4 特別手当：年一回(1月)

5 金額

□□：月額××円、特別手当××円

●●：月額××円、特別手当××円

■■：月額××円、特別手当××円

※ただし、経営環境の変化等やむを得ない事情により、この額が著しく不適當になったときは家族協議の上変更することができる。

(労働条件)

第5条

- 1 一日の労働時間は、原則として8：00～17：00（休憩12：00～13：00、休息は午前・午後それぞれ15分）とし、農作業の繁閑により延長又は短縮することができる。
- 2 休日は週一回（日曜日）とするが、必要に応じて変更可とする。

(営農計画と簿記の記帳)

第6条

毎年度の経営目標の設定、経営成果の評価のため、農業簿記、家計簿等を記帳するものとする。

(家族会議の開催)

第7条

家族会議は、毎年12月に開催し、当該年度の農業経営及び家庭生活について確認し、今後の方針等を話し合う。この際、1年間の経営成果及び家計報告を行うものとする。

(我が家の営農・生活目標、健康維持)

第8条

- 1 家族はお互いのプライバシー（お金、時間の使い方）を尊重しつつ、家族生活の円滑化を図るものとする。
- 2 一年に一回は家族全員が定期健康診断を受けるなど健康管理に気を配る。

(家事分担)

第9条

家計費は〇〇が負担し、家事及び育児は□□が主に担当するが、そのための時間も労働時間として認める。また、必要に応じて役割を分担しあい、快適な家庭生活をするために全員が思いやりの気持ちをもって力を出し合う。

(研修等)

第 10 条

各自の能力向上及び経営発展のため、各種研修会、研究会、視察等に積極的に参加するようにする。

(その他)

第 11 条

- 1 本協定に定めることのほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、家族全員で協議し決定する。
- 2 農業経営や家庭生活及び家族の状況に著しい変化が生じた場合は、緊急家族会議を開催し、本協定の見直しを検討するものとする。

(附則)

- 1 本協定は、令和 年 月 日から実行する。
- 2 本協定の有効期限は実行日より 1 年間とし、農業経営や家庭生活及び家族の状況に著しい変化がない場合は、自動的に 1 年間更新されるものとする。

令和 年 月 日

協定締結者	経営主	○○
	妻	□□
	先代事業主	●●
	妻	■ ■

第5 用語の定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとします。

1 地域計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第19条第1項に規定する地域計画をいいます。

2 実質化された人・農地プラン

農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）附則（令和5年4月1日付け4経営第3216号）5の規定によりなお従前の例によるものとされる人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「具体的な進め方通知」といいます。）2の（1）の実質化された人・農地プラン、具体的な進め方通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び具体的な進め方通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等をいいます。

3 認定農業者

基盤強化法第13条第1項に規定する認定農業者をいいます。

4 中心経営体等

次の（1）から（3）に掲げる者

（1）地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいいます。）に位置付けられた者（認定農業者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に掲げる組織をいいます。）及び基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す目標所得水準を達成している農業者をいいます。）

（2）実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者

（3）市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者

4 家族経営協定

家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号構造改善局長・農蚕園芸局長通知）第2に規定する家族経営協定をいいます。

5 青色申告者

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 143 条の規定により承認を受けている者、同法第 144 条に規定する申請書を提出した者、法人税法（昭和 22 年法律第 28 号）第 121 条第 1 項の規定により承認を受けている者及び同法第 122 条第 1 項に規定する申請書を提出した者をいいます。

6 みどりの食料システム法

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）をいいます。